



事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 2 4 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する学年末休業日及び
春季休業中の教職員の勤務等について**

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、別添のとおり、総務省自治行政局公務員部から「緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について」が発出されたことを受け、県立学校において、令和 2 年度学年末休業期間及び令和 3 年度春季休業期間中に限り、教職員の自宅勤務及び時差出勤の運用を認める通知が発出されました。

つきましては、市町村教育委員会におかれましても、令和 2 年 5 月 2 9 日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部改正について」に示された、自宅勤務の取扱いについて御検討いただきますようお願い申し上げます。

併せて、学年休業日及び春季休業中については、週休日の振替を確実に取得することや積極的な年次休暇等の取得を推進いただくとともに、職場での「密」を避ける観点から、時差出勤の活用についても御検討くださいますようお願い申し上げます。

担当：人事・学事担当 菅
電話：048-830-6939



教 県 第 1 0 0 0 号
令和3年3月23日

各 県 立 学 校 長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する学年末休業及び春季休業中の
教職員の勤務等について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止については、令和3年3月21日（日）に、
1都3県に対して発令されていた緊急事態宣言が解除されました。

このたび、別添写しのとおり、「緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について」の通知が、総務省自治行政局公務員部から発出されました。これを踏まえて、文部科学省初等中等教育局から同通知について周知するよう依頼がありましたので、別添写しを送付します。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、自宅勤務及び時差出勤の運用について、令和2年度学年末休業期間及び令和3年度春季休業期間中に限り認めることとします。

なお、その際の取扱いについては別紙のとおりとします。

担 当：県立学校人事課 学事担当 池田
電 話：048-830-6735

別紙

学年末休業及び春季休業中の教職員の勤務等について

- 1 自宅勤務及び時差出勤を認めることができる期間は、各学校で定めた学年末休業期間及び春季休業期間中に限るものとする。
- 2 自宅勤務の取扱いに関しては、令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」に従い行うこと。
- 3 夜間定時制課程に勤務する教職員の自宅勤務の勤務時間については、各学校において設定している長期休業期間中の勤務時間とすること。
- 4 時差出勤の取扱いに関しては、令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の2に従うこと。
- 5 留意事項
 - (1) 当該期間においては、校内で調整するなどし、年次休暇の積極的な使用を促進すること。
 - (2) 総務事務システム対象職員は「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、教職員本人が総務事務システムの「休暇の種類」の中の「自宅勤務」の項目を総務事務システムに入力し、管理職に提出すること。
なお、総務事務システム対象外職員は、「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、管理職に提出すること。
 - (3) 総務事務システム対象外職員の出勤簿は、「自宅勤務」と記載し整理すること。



総行公第22号
総行女第20号
令和3年3月19日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言については、令和3年3月21日に解除されることとなりました。

これに伴い令和3年3月18日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添参照）」においては、緊急事態措置区域から除外された都道府県では、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進し、「その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する」こととされています。

つきましては、緊急事態措置区域から除外された都道府県（これまでに除外された都道府県を含む。）におかれましては、感染症対策の趣旨を踏まえ、引き続き、テレワーク等による出勤回避等について、各団体の状況に応じた目標を設定した上で取り組んでいただき、その後、地域の感染状況等を踏まえた段階的な緩和措置に対応して取り組んでいただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課：石井、中谷

電話：03-5253-5542（直通）

女性活躍・人材活用推進室：安藤、山田

電話：03-5253-5546（直通）